

## 地域医療係数（その3）

### 1. 背景

- これまでの議論において、5 疾病 5 事業については、各領域間の評価の整合性（領域毎の重みづけ）という観点から、領域毎に 1 評価項目（同等の重みづけ）として整理することとされた。
- 各項目については、可能な限り実績に基づいた評価を行うこととし、今回、具体的な評価内容について検討する。

### 2. 具体的な評価手法（案）

- これまで、体制評価指数の実績を評価する際は、下限値は 0 ポイントとし、実績を有するデータ（評価指標が 0 でないデータ）の 25%tile 値を上限値 1 ポイントとして評価している（参考 P7-9）。
- 実績を評価するにあたっては、原則、これまでと同様に評価することとしてはどうか。

### 3. 各領域の評価内容（案）

#### （1） がん

##### ① 考え方

- がん領域においては、がん拠点病院等の体制への評価及び B005-6 がん治療連携計画策定料の算定割合を評価することとしている。

##### ② 具体的な対応方針（案）

- 医療機関群の実態を踏まえながら、がん治療連携計画策定料の算定割合を評価するとともに、がん拠点病院等の体制については、これまでと同様の評価をしてはどうか。（参考 P10）

#### （2） 脳卒中

##### ① 考え方

- 脳卒中領域においては、t-PA 療法の実施、24 時間 t-PA に対応できる体制の実績、血管内治療の実施について評価することとしている。

##### ② 具体的な対応方針（案）

- 医療機関群毎の実績を踏まえながら、t-PA 療法の実績、A205-2 超急性期脳卒中加算、血管内治療の算定実績（K178-31,K178-32,K178-4）に応じて評価することとしてはどうか。（参考 P10）

#### （3） 心筋梗塞等の心血管疾患

##### ① 考え方

- 心筋梗塞等の心血管疾患領域については、対象疾患を心筋梗塞等の心血管疾患とし、医療機関群毎に現在の心筋梗塞の PCI や外科治療の実績に加えて、急性大

動脈解離については、一定数以上の手術実績を評価することとしている。

② 具体的な対応方針（案）

- 医療機関群毎の実績を踏まえながら、PCI や心筋梗塞への外科治療の算定実績及び急性大動脈解離の一定以上の算定実績を評価することとしてはどうか（参考 P10）。なお、大動脈解離については、一定の症例数の集積が求められるため、実績値の 25%tile 値以上を 0.5 ポイント、その他は 0 ポイントとして評価することとしてはどうか（参考 P10）。

（4） 精神疾患

① 考え方

- A230-3 精神科身体合併症管理加算及び A311-3 精神科救急・合併症入院料を用いて評価することとし、より重篤な診療実態のある A311-3 をより高く評価することとしている。
- A311-3 については、施設基準を満たす医療機関は、平成 28 年 10 月時点で 9 医療機関である。

② 具体的な対応方針（案）

- 医療機関群毎の実績を踏まえながら、A311-3 精神科救急・合併症入院料、A230-3 精神科身体合併症管理加算を評価することとしてはどうか。ただし、A311-3 については、現在の算定状況も踏まえて、1 以上の算定実績がある場合を評価することとしてはどうか（参考 P10）。

（5） 災害時における医療

① 考え方

- 災害時における医療については、災害拠点病院について BCP の策定の有無に応じた評価、DMAT の指定、EMIS への評価を行うこととしている。
- 新型インフルエンザ等対策に係る指定地方公共機関の指定については、今後の進捗状況を踏まえて導入を検討することとしている。

② 対応方針（案）

- 医療機関群毎の体制の実態を踏まえながら EMIS への評価、BCP 策定の有無に応じて災害拠点病院の体制への評価、DMAT の指定への評価を行ってはどうか（参考 P11）。

（6） その他

① 考え方

- 新型インフルエンザ等対策に係る指定地方公共機関の指定については、今後の進捗状況を踏まえて導入を検討することとしている。
- 指定地方公共機関以外にも、同様の機能を有することとして指定医療機関（独立行政法人国立病院機構など、法人単位での指定）が指定されているが、これら

は医療機関単位での指定はされていない等、評価にあたっては課題がある。

- 新型インフルエンザ等対策においては、都道府県等の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、医療機関単位で病床の確保されている。このため、医療機関単位での評価を行うにあたっては、当該行動計画に基づいた医療機関を評価することが適切と考えられる。
  - 一方、行動計画に指定された病床が確保されている医療機関については、指定されていることを公表していない場合もあるため、現在も医療機関を特定することは困難。
- ② 対応方針（案）
- 平成 31 年度以降、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、病床が確保された医療機関について、その指定・公表状況を踏まえながら、引き続き評価を検討することとしてはどうか（参考 P11）。